

理事会運営規程（定款施行規則第8号）

（目的）

第1条 この規程は、法令及び定款に定めるほか、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟（以下「県連盟」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事会の種類）

第2条 理事会は通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は年3回定期に開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第28条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（理事会の構成）

第3条 理事会は、すべての理事及び県連盟コミッショナーで構成する。

（招集者）

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

（招集通知）

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、（各役員に対して）通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会の定足数は、業務執行理事の過半数の出席数とする。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第10条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要あると認めた場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めてその意見を徴することができる。

(書記)

第13条 議長は、理事会の議事を記録するため、書記2名を出席理事の中から指名する。

2 書記は、理事会における議事を正確に記録しなければならない。この場合において、議事の記録に当って自己の意思を加えてはならず、不明の点があるときは、議長の指示を得なければならない。

3 書記は、議事の記録を基に議事録を作成する。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面（又は電磁的記録）で議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録の末尾に署名押印する。

(議事録の配付)

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告しなければならない。

(権限)

第16条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに

理事長並びに業務執行理事の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第 17 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令で定める事項

- イ この法人の重要な業務執行の決定
- ロ 理事長並びに業務執行理事の選任及び解職
- ハ 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- ニ 多額の借財
- ホ 重要な使用人の選任・解任
- ヘ 内部管理体制の整備
- ト 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 84 条に規定する理事の取引（競業及び利益相反取引）の承認
- チ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- リ 事業報告及び決算の承認
- ヌ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規程・規則の制定、変更及び廃止
 - ① 財産管理運用規程
 - ② 経理規程
 - ③ 特定資産取扱規程
 - ④ 理事の職務権限規程
 - ⑤ 理事会運営規則
 - ⑥ 委員会規程
 - ⑦ 情報公開規程
 - ⑧ 個人情報保護規程
 - ⑨ その他総会の権限に属しない必要な事項の規程
- ロ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- ハ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業外の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 18 条 理事が法人法第 84 条に規定する取引（競業及び利益相反取引）をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。
(報告事項)

第 19 条 理事長並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第 18 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(変更)

第 20 条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

(委任規定)

第 21 条 この規程に定めのない事項については、法令、日本連盟が定める定款・教育規程及びその諸規程の示すところに従って理事会において定める。

附則

この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。
この規程は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。